

玉名市告示第31号

玉名市集落支援員設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号）に基づき、少子高齢化による人口減少が進行し、地域活力の衰退が危惧される本市において、住民や関係団体と協働して地域の現状や課題を把握し、地域の実情に対応した維持及び活性化対策を推進することを目的として、集落支援員（以下「支援員」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支援員の身分)

第2条 支援員の身分は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として市長が任用し、委嘱する支援員（以下「任用型支援員」という。）
- (2) 市長が委託契約を締結し、委嘱する支援員（以下「委託型支援員」という。）
- (3) 市長が、法人又は団体に支援員の設置及び活動に係る業務を委託し、委嘱する支援員（以下「外部委託型支援員」という。）
- (4) 自治会長等が兼務し、市長が委託契約を締結して委嘱する支援員（以下「兼務型支援員」という。）

(支援員の資格)

第3条 支援員となることができる者は、地域づくりに関心が高く、かつ、地域の実情に精通した者で次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 委嘱の日において、18歳以上の者
- (2) 心身共に健康で、地域活性化等の活動に意欲と熱意を有し、積極的に活動できる者
- (3) 法第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (4) 暴力団員（玉名市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当しない者

(支援員の活動)

第4条 支援員は、市及び地域と連携しながら、次に掲げる活動を行う。

- (1) 集落点検の実施
- (2) 集落の在り方に関する話し合いの促進
- (3) 地域の実情に応じた集落の維持及び活性化対策
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める活動

(支援員の任期等)

第5条 支援員は、第3条に規定する資格を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 支援員の委嘱期間は、1年以内とし、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。この場合において、市長は、当該支援員の委嘱期間を更新することができる。

3 市長は、支援員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該支援員を解嘱することができる。

(1) 法令若しくはこの告示の規定に違反し、又は支援員活動を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、支援員活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 自己の都合により退任の申出をしたとき。

(4) 支援員活動に必要な適格性を欠くとき。

(5) 支援員としてふさわしくない非行のあったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、市長がその職を解くことを適当と認めたとき。

4 前項の規定を適用した場合において、後任として新たに支援員を委嘱したときの任期は、前任者の残任期間とする。

(支援員の委嘱)

第6条 市長は、第3条の要件を満たす者を支援員に委嘱しようとするときは、その者に委嘱状を交付する。

(身分証明書)

第7条 市長は、支援員に身分証明書(様式第1号)を交付するものとする。

2 支援員は、支援員活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 支援員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。

4 支援員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長へ報告しなければならない。

5 支援員は、退任したとき、又は解嘱されたときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(報告)

第8条 支援員は、支援員活動について、次に掲げる事項を報告しなければならない。ただし、外部委託型支援員は、市が委託した法人又は団体(以下「受入団体」という。)を介して市に報告を行うものとする。

(1) 毎月、当該月の集落支援員活動内容等を記録した集落支援員活動報告書(様式第2号。以下「月報」という。)を作成し、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。ただし、3月の活動に係る報告については、同月31日ま

で行うものとする。

(2) 毎年度末までに当該年度の集落支援員実績報告書（様式第3号。以下「年報」という。）を作成し、関係書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(3) その他活動内容について、市長に報告すること。

2 支援員の委嘱期間の終期が年度末でない場合は、委嘱期間の最終月に年報を作成し、委嘱期間の最終日までに市長に提出しなければならない。

3 委嘱期間の途中で退任したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して10日以内に月報及び年報を市長に提出するものとする。

（任用型支援員の給与等）

第9条 任用型支援員の給与及び費用弁償は、玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年玉名市条例第8号）の定めるところによる。

2 任用型支援員の活動に要する経費は、予算の範囲内で支給する。

（委託型支援員の委託料等）

第10条 市長は、委託型支援員に対し、支援員活動の対価及び支援員活動に必要な経費として委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、1年の総額が500万円を超えない範囲の額とする。

（外部委託型支援員の委託料等）

第11条 市長は、受入団体に対し支援員の設置及び活動に係る業務の対価及び支援員活動として委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、1年の総額が500万円を超えない範囲の額とする。

（兼務型支援員の委託料等）

第12条 市長は、兼務型支援員に対し、支援員活動の対価及び支援員活動に必要な経費として委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、1年の総額が40万円を超えない範囲の額とする。

（活動形態等）

第13条 支援員の活動形態は、次に掲げるとおりとする。

(1) 任用型支援員、委託型支援員及び外部委託型支援員の活動時間は、週15時間30分以上30時間以内とする。

(2) 兼務型支援員の活動時間は、週15時間30分未満とする。

(3) 任用型支援員の休暇は、玉名市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年玉名市規則第13号）の定めるところによる。

（守秘義務）

第14条 支援員は、活動上で知り得た個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（市の役割）

第15条 市は、支援員の活動が円滑に実施できるように次に掲げる事項を行うも

のとする。

- (1) 支援員の活動に関する総合調整
- (2) 支援員が活動を行う地域との調整
- (3) その他支援員の活動に必要な事項
(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

（表）

玉名市集落支援員 身分証明書	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、玉名市集落支援員であることを証明する。	
有効期限	
発行日	
玉名市長	印

（裏）

注意事項
1 証明書は、職務に従事するときは常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。
2 証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
3 証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長へ報告しなければならない。
4 証明書は、退任し、又は解嘱されたときは、直ちに市長へ返還しなければならない。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

玉名市長 様

氏名

集落支援員実績報告書

年度玉名市集落支援員の活動内容について、玉名市集落支援員設置要綱第8条第1項第2号の規定により、次のとおりその実績の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 年間の活動報告書
- 2 その他必要な書類